

狛江市地域防災計画

(平成27年修正)

＜震災編付編 東海地震事前対策＞

狛江市防災会議

＜震災編 付編 東海地震事前対策＞ 目次

第1章	対策の考え方	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	基本的な考え方	1
第3節	前提条件	2
第2章	市、都及び防災機関の役割	5
第3章	災害予防対策	7
第1節	広報及び教育	7
第2節	事業所に対する指導等	9
第3節	防災訓練	11
第4章	東海地震に関連する情報の種類と対応	15
第1節	情報の種類と防災対応	15
第2節	情報の伝達	16
第5章	調査情報（臨時）・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	19
第1節	東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	19
第2節	東海地震注意情報発表時の対応	19
第3節	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	21
第4節	混乱防止措置	21
第6章	警戒宣言時の対応措置	23
第1節	活動態勢	23
第2節	警戒宣言、地震予知情報等の伝達	25
第3節	消防・危険物等対策	30
第4節	医療救護対策	32
第5節	警備、交通対策、公共輸送対策	34
第6節	学校、福祉施設、ホール等対策	39
第7節	電気、ガス、上下水道対策、電話・通信対策	42
第8節	生活物資対策	45
第9節	金融対策	46
第7章	市民・事業者等のとるべき措置	49
第1節	市民のとるべき措置	49

第2節	自主防災組織のとりべき措置	51
第3節	事業者のとりべき措置	52

第1章 対策の考え方

策1節 計画策定の趣旨

東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定されている区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされている。

東京都では、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条に基づき東京都防災会議が策定する地震防災強化計画（都地域防災計画）を中心に対策を進めるものである。狛江市は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていないが、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱等が懸念される。

このため、狛江市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、狛江市地域防災計画（震災編）の付編として、「東海地震事前対策」を策定しているものである。

第2節 基本的な考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 3 本計画に記載のない東海地震に係る対策は、震災編第2部「災害予防・応急・復旧計画」で対処する。
- 4 市は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。

- (3) 東海地震が発生した場合、市内のほとんどは震度5弱程度と想定されているが、一部震度5強に近い地域があるため、震度に応じた対策を講ずることとする。
- (4) 都及び防災機関並びに隣接市区等と関連する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、狛江市の予想される震度は震度5弱程度（ただし、中小河川沿いは震度5強に近い震度）である。
- 2 震度5弱及び強の地域における被害状況等は、次頁「震度5弱及び強の地域の被害状況等の程度」のとおり。
- 3 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

震度5の弱及び強の地域の被害状況等の程度

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が低い木造建物	耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面等
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	/	地盤には、亀裂や液状化が生じることがある。 斜面では、落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが増える。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック壁が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。

(「気象庁震度階級関連解説表」から抜粋)

第2章 市、都及び防災機関の役割

震災編第2部第1章4「市、都及び防災機関の役割」を準用する。

第3章 災害予防対策

第1節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震等に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市、都、防災機関は、市民が東海地震に対しての確な行動がとれるように地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

1 防災広報

地震予知を正しく生かすため、平時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられたときから発災まで、④注意情報が解除されたときとする。

また、防災機関は、地震の発生に備えて、危険箇所の点検や家具の転倒防止などの安全対策とともに市民の不安解消のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

- ① 東海地震についての教育、啓発及び指導
- ② 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
- ③ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制内容の広報
- ④ 東京（狛江市内）の予想震度及び被害程度
- ⑤ 市民のとるべき措置
- ⑥ 地震発生時の注意事項（出火防止、余震等）について
- ⑦ 市民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- ⑧ 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなると認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと次のとおり。

- ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
- (ア) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - (イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - (ウ) その他防災上必要な事項

- イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
 - (イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - (ウ) その他防災上必要な事項
- ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - (ア) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - (イ) 回線の輻輳と規制の内容
 - (ウ) 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
- エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - (ア) 生活関連物資取扱店の営業
 - (イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
- オ 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
- カ その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

- ① テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③広報車・パンフレット等による地域的・現場の広報により実施する。

(4) 広報の方法

- ① 印刷物による広報
 - 各防災機関が、各種印刷物により、防災意識の普及を図る。
- ② イベントや講演会等による広報
 - 防災展等のイベントや講演会の開催等を通じて防災知識の周知を図る。
- ③ インターネット等による広報
 - ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
- ④ テレビ・ラジオ、新聞による広報
 - ア 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。
 - イ 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

2 教育指導

(1) 幼児・児童・生徒等に対する教育

市、市教育委員会及び学校等においては、次の事項について、幼児・児童・生徒等に対する地震防災教育を実施する。

- ① 教育指導事項
 - 東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- ア 地震発生時の安全行動
- イ 登下校（園）時等の安全行動等
- ② 教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育教材「～3.11を忘れない～」【新版】等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

第2節 事業所に対する指導等

1 事業所防災計画等の作成

警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

(1) 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

- ① テレビ、ラジオ等による情報の把握
- ② 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ③ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- ④ 不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- ⑤ 顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

- ① 不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- ② 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- ③ その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止及び初期消火

- ① 火気使用設備器具の使用制限
- ② 危険物、薬品等の安全措置
- ③ 消防用設備等の点検
- ④ 初期消火態勢の確保

(5) 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

2 事業所防災計画等の指導

(1) 対象事業所

指導機関	対 象 事 業 所
狛江消防署	1 消防法及び東京都の火災予防条例により消防計画、全体についての消

	<p>防計画を作成することとされている事業所</p> <p>2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</p> <p>3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所</p>
都（環境局）	<p>1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所</p> <p>（1）高圧ガス製造者</p> <p>（2）高圧ガス貯蔵所</p> <p>（3）特定高圧ガス消費者</p> <p>2 火薬類取締法の適用事業所</p>
都（福祉保健局）・多摩府中保健所	<p>1 毒物劇物取締法の適用事業所</p> <p>2 R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関</p>

（注） 狛江消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

（2） 事業所指導の内容

指導機関	指導内容
狛江消防署	<p>1 消防計画、全体についての消防計画に定める事項</p> <p>2 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。）</p> <p>3 事業所防災計画に定める事項</p>
都（環境局）	<p>1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項</p> <p>2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項</p>
都（福祉保健局）・多摩府中保健所	<p>1 毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項</p> <p>2 R I使用医療機関に係わる対応措置に関する事項</p>

第3節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び防災機関別訓練を実施する。

区分	機関	内 容
総合 防災 訓練	市	<p>警戒宣言時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を必要に応じて実施する。</p> <p>また、市等の防災体制の確立を図るため総合防災訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 市</p> <p>(2) 狛江市消防団</p> <p>(3) 狛江消防署</p> <p>(4) 調布警察署</p> <p>(5) 市民及び自主防災組織</p> <p>(6) 都及び防災機関等</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常参集訓練</p> <p>(2) 本部運営訓練</p> <p>(3) 情報伝達訓練</p> <p>(4) 現地訓練</p> <p>(5) 要配慮者等対策訓練等</p>

<p>警備・交通対策訓練</p>	<p>調布警察署</p>	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 参加機関 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災機関 (2) 市 (3) 市民及び事業所等 2 訓練項目 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部隊の招集・編成訓練 (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む。） (3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器（機）材操作訓練 3 実施回数及び場所 <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
<p>消防訓練</p>	<p>狛江消防署</p>	<p>警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 参加機関等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 狛江市消防団 (2) 協定締結等の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (4) その他関係機関 2 訓練内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (6) 通信運用訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 狛江市消防団との連携訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>

その他防災機関訓練	東京電力	大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、市等が実施する訓練に積極的に参加する。
	東京ガス	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年1回以上実施する。訓練内容は、次のとおりである。 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資器（機）材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請 また、市等が実施する防災訓練に参加する。
	小田急電鉄	防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 また、市、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">N T T 東 日 本</p>	<p>地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等情報の伝達 2 非常招集 3 警戒宣言時の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの <p>都、区、市が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">そ の 他 の 防 災 機 関</p>	<p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。</p>

第4章 東海地震に関連する情報の種類と対応

第1節 情報の種類と防災対応

気象庁から「東海地震に関する情報」が発表された場合、市、都、国及び防災機関は、平時の活動と並行して主に次の対応をとる。

東海地震に関連する対応と主な防災対応

情報の種類	情報の内容	主な防災対応	狛江市配備態勢
調査情報(臨時) [カラーレベル 青]	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因について調査の状況が発表される。	情報収集・連絡	情報収集・連絡態勢
注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	1 準備行動(準備体制)開始の意思決定 2 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 3 住民に対する適切な広報	第2非常配備態勢
予知情報 [カラーレベル 赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される。	1 警戒宣言 2 地震防災警戒本部等の設置 3 地震防災応急対策の実施	第3非常配備態勢

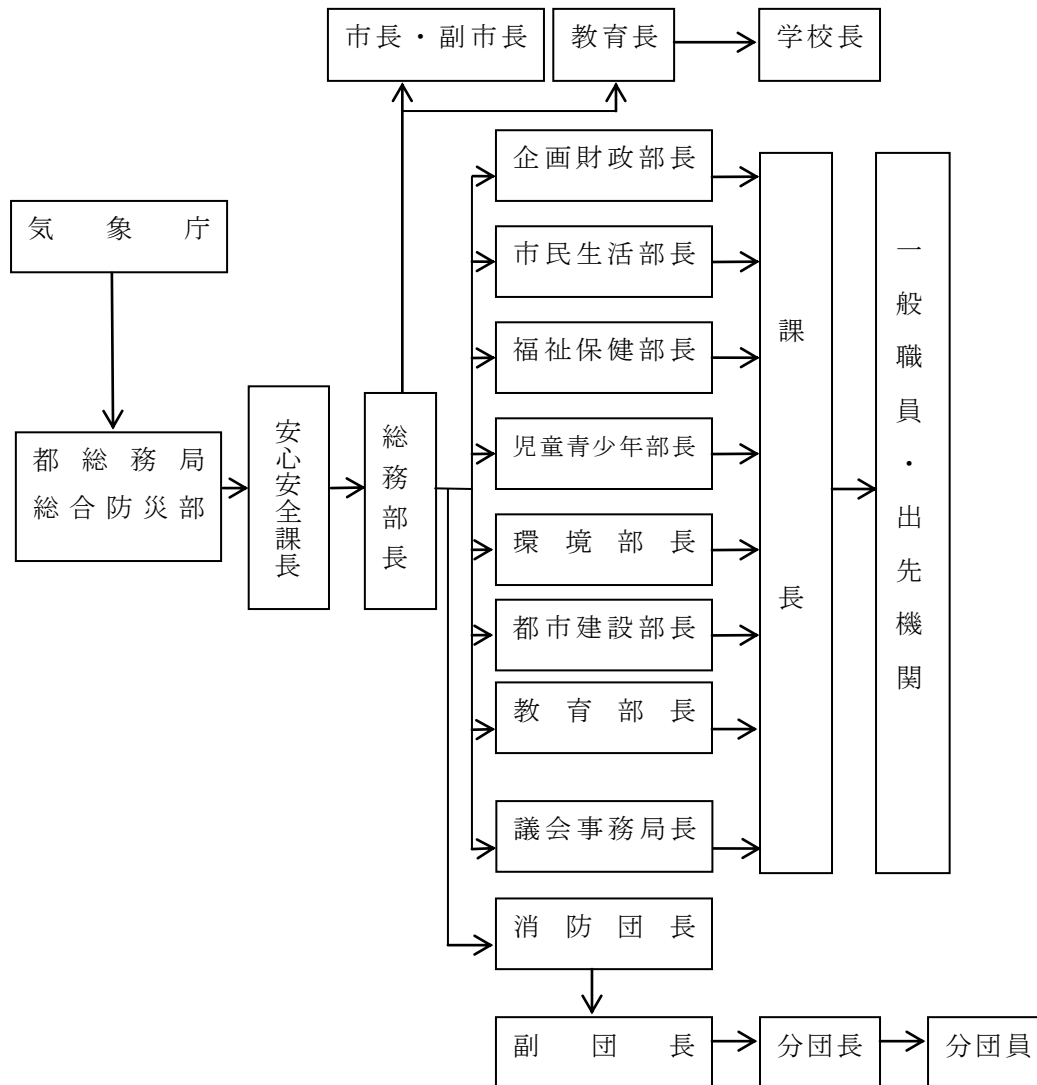
※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨発表される。

第2節 情報の伝達

1 伝達系統

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統は、次のとおり。

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図



2 伝達体制

機 関	内 容
市	<p>(1) 総務部安心安全課長は、都総務局総合防災部から東海地震に関する情報を受けたときは、総務部長を通じて、直ちにその旨を市長、副市長、教育長（本部長及び副本部長）、各部長（災害対策本部員）及び消防団長へ伝達する。</p> <p>(2) 各部長は、部内各課長へ伝達するとともに、所管の出先事務所等の長へ伝達する。</p> <p>(3) 各課長（出先事務所等の長を含む。）は、一般職員（全員）に伝達するとともに所管事務事業上、特に伝達が必要な関係施設・機関等に対し周知する。</p> <p>(4) 市民への伝達は、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止のうえで特に必要と認めた場合は、報道開始後に冷静な行動を促す広報を防災行政無線により行う。</p> <p>(5) 教育長は、市立学校長に情報を伝達する。</p>
調布警察署	警視庁から注意情報の伝達を受けたときは、直ちに無線若しくは一斉通報により交番等に伝達する。
狛江消防署	<p>東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに消防無線及びその他の手段により、署内及び出張所に伝達する。</p> <p>なお、観測情報が発表された場合は、平時の活動を継続しつつ、情報の監視を行う。</p>
その他の防災機関	都総務局総合防災部から注意情報の通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び防災機関は、注意情報及び予知情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることをあわせて伝達する。
- (2) 注意情報が発表され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

第5章 調査情報（臨時）・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。本章では、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、市・都・防災機関は平時の活動を維持しながら、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

1 市

総務部安心安全課は情報収集・連絡体制をとり、都、防災機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内及び関係機関に情報伝達を行う。

2 都

都総務局総合防災部は情報監視体制をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに防災機関へ一斉連絡を行う。

第2節 東海地震注意情報発表時の対応

注意情報が発表された場合、職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

1 市・狛江市消防団・調布警察署・狛江消防署

機 関	内 容
市	1 災害対策本部の設置準備 市は注意情報を受けたときは、直ちに情報連絡体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、第2非常配備態勢をとる。 なお、動員伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。 3 所掌事務

	<p>災害対策本部が設置されるまでの間、関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。</p> <p>(1) 注意情報の続報、その他防災上必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 社会的混乱防止のための広報</p> <p>(3) 都及び防災機関との連絡調整</p>
調布警察署	<p>1 警備本部の設置</p> <p>注意情報の伝達を受けた時点で、速やかに現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>2 警備要員の自主参集</p> <p>警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報が発表されたことを知ったときは、調布警察署へ自主参集する。</p>
狛江市消防団 狛江消防署	<p>注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令し、主に次の対策をとる。</p> <p>1 全消防職員及び全消防団員の非常招集</p> <p>2 震災消防活動部隊の編成</p> <p>3 防災機関への職員の派遣</p> <p>4 救急医療情報の収集体制の強化</p> <p>5 救助・救急資器（機）材の準備</p> <p>6 情報受信体制の強化</p> <p>7 高所見張員の派遣</p> <p>8 出火防止、初期消火等の広報の準備</p> <p>9 その他消防活動上必要な情報の収集</p>

2 防災機関等

注意情報等を受けた場合、防災機関は、実情に応じた防災態勢をとるものとする。

機関	内 容
小田急電鉄	<p>1 所属員の招集を必要と認めた場合、速やかに非常招集を行う。</p> <p>2 所属員は、所属長の指示により出勤する。</p> <p>3 総合対策本部の設置準備を行う。</p>
NTT東日本	<p>注意情報を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。</p> <p>1 警戒態勢（災害の発生する恐れがある場合）</p> <p>2 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合）</p> <p>3 災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合）</p>
その他の防災機関	<p>注意情報を受けた場合又は注意情報発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。</p>

第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表されるものであり、判定会がデータの分析を行っている時期である。

このため、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかけるものとなる。

市は、注意情報の内容の意味について周知し、適切な対応を呼びかけるものとする。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、調布警察署、狛江消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報するものとする。

第4節 混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための防災機関の対応は、次のとおりである。

機関	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 2 防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 3 その他必要事項
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と広報活動 注意報発表後は、関係機関等と連携して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民等に対して注意情報が発表された場合の市民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼びかける。 2 混乱の未然防止活動 駅、交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。
小田急電鉄	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客に対する正確な情報提供と旅客混乱防止に努め、冷静に対応する。 2 注意情報の発表後の運転計画等を案内するとともに、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請する。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請するとともに、混乱の防止に努める。

<p>N T T 東 日 本</p>	<p>国や自治体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対応用機器等の配備及び災害対策用資器（機）材の確保 6 通信建物、設備等の巡回と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保
--	--

第6章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・自治体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、市、都及び各防災機関等は、防災対策の中核機関として、それぞれの本部を中心として、応急対策等にあたるものとする。

第1節 活動態勢

1 市の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部を設置したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、調布警察署、狛江消防署等の関係機関等に通報する。

(2) 本部の組織

本部の組織は災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例、同条例施行規則、狛江市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

狛江市災害対策本部		
本部長室		
本部長	市長	
副本部長	副市長	
	教育長	
本部員	総務部長	(災対総務部)
	企画財政部長	(災対企画財政部)
	市民生活部長	(災対市民生活部)
	福祉保健部長	(災対福祉保健部)
	児童青少年部長	(災対児童青少年部)
	環境部長	(災対環境部)
	都市建設部	(災対都市建設部)
	教育部長	(災対教育部)
	議会事務局長	(災対企画財政部)
	安心安全課長	(災対総務部)
		消防団長

(3) 本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ③ 生活物資等の動向及び調達準備態勢の決定
- ④ 防災機関の業務に係る連絡調整
- ⑤ 市民への情報提供

(4) 配備態勢

警戒宣言時における災害対策本部の配備態勢は、第3非常配備態勢（必要に応じ第4非常配備態勢）とする。

2 防災機関等の活動態勢

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより、防災対策を実施する。

また、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。

(2) 指定地方行政機関等は前(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

(3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより、防災対策を実施するとともに、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力するものとする。

3 相互協力

(1) 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各機関は平時から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

(2) 防災機関等の長又は代表者は、市に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき又は都若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、市に対し、次に掲げる事項について、とりあえず電話等をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める理由）
- ② 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする日時
- ⑤ 応援を必要とする場所
- ⑥ 応援を必要とする活動内容
- ⑦ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

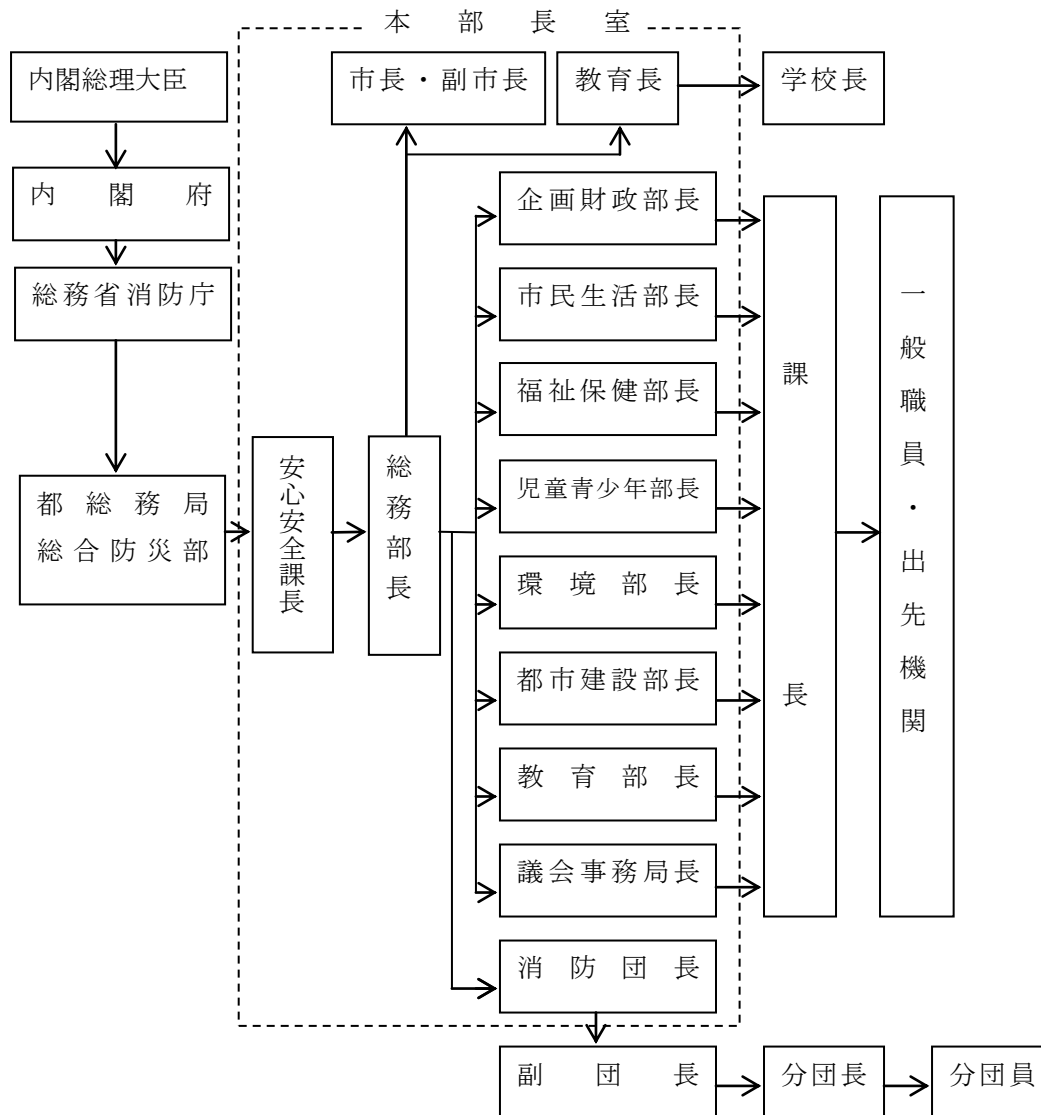
防災機関は警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

1 警戒宣言の伝達等

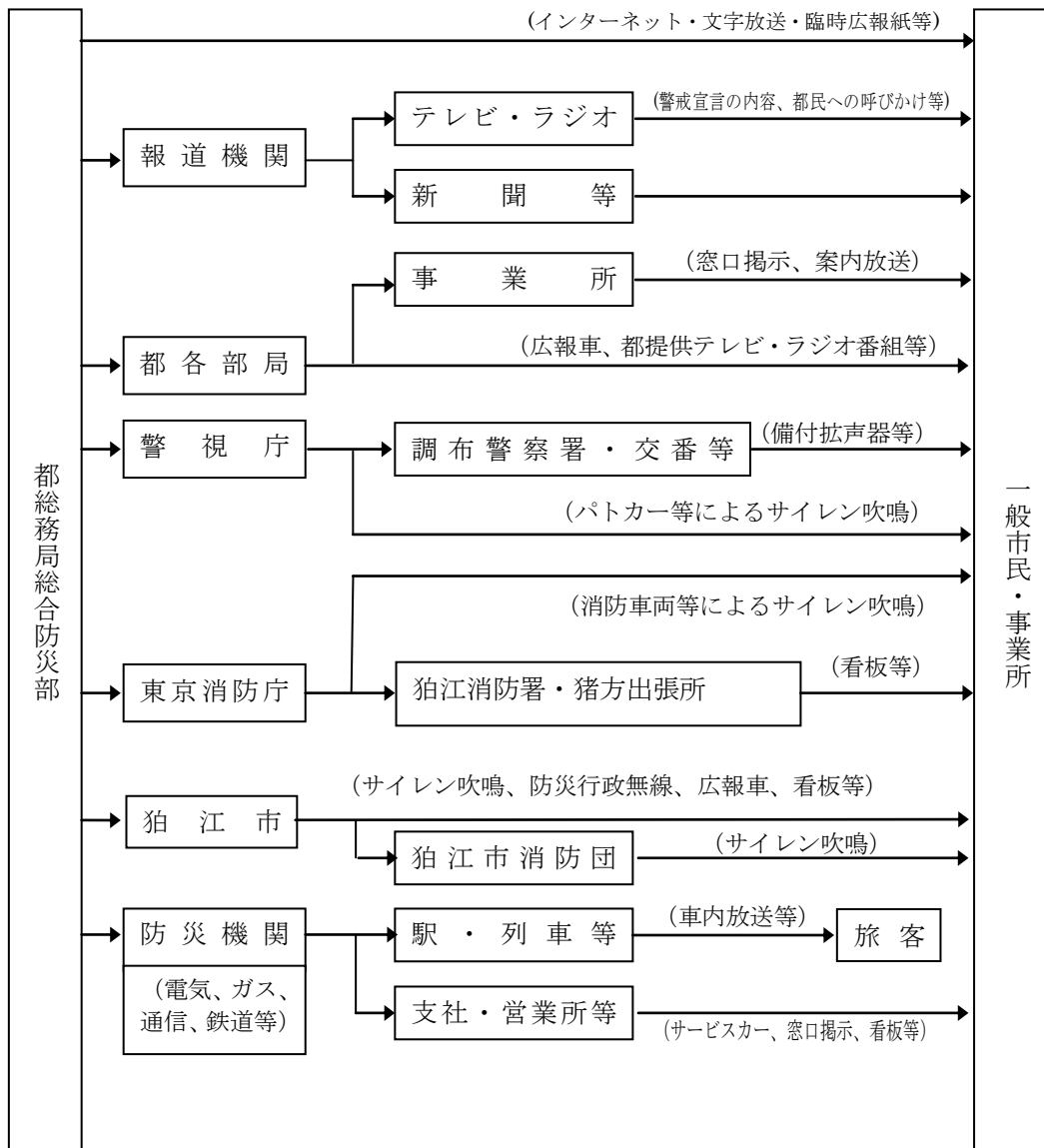
(1) 市への伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路は、次のとおり。

警戒宣言の連絡伝達系統図



(2) 一般住民に対する伝達系統及び伝達手段


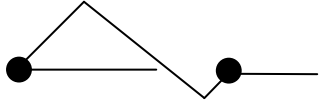


(3) 伝達態勢

機 関	内 容
市	<p>1 市は、都（総務局）から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部課、出先機関等に伝達するとともに、市教育委員会等を通じて市立小・中学校、幼稚園等に伝達する。</p> <p>2 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p>

調布警察署	<p>1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察電話、警察無線等により交番等に伝達する。</p> <p>2 市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
狛江消防署	<p>1 東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により署内及び出張所に伝達する。</p> <p>2 市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。</p>
狛江市消防団	市から通報を受けたときは、市や狛江消防署等と協力し、サイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
狛江市医師会 狛江市歯科医師会	市から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により、管下の病院、診療所に伝達する。
狛江市薬剤師会	市から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により、会員に伝達する。
その他の防災機関	市又は都総務局総合防災部から通報を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サ イ レ ン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警報又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容
- ② 狛江市での予想震度
- ③ 防災対策の実施の徹底
- ④ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳などの混乱も考えられる。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット、ソーシャルメディア等の媒体を活用し、市及び防災機関等が広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに市民等へ広報するものとする。

(1) 広報

① 市の広報

警戒宣言が発せられたときは、防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

(ア) 市長のコメント等

警戒宣言が発せられたときの市長の放送分
<p>市民の皆様、私は狛江市長の〇〇〇〇〇です。</p> <p>ただいま、内閣総理大臣から、東海地震にかかる「警戒宣言」が発せられました。この東海地震が発生した場合、狛江市の地域は、静岡県などの強化地域と異なり、震度5の弱程度であると予想されます。</p> <p>震度5の弱では家が倒れるということはほとんどないものと考えられます。しかし、地域によっては被害が生じるおそれがあります。</p> <p>また、窓ガラスの破損や家具類の転倒・落下・移動などが考えられます。</p> <p>狛江市は、直ちに、災害対策本部を設置し、混乱の防止と地震による被害を出来る限り最小限にいくとめるため、防災機関と協力してあらゆる努力をいたします。</p> <p>市民の皆様も、テレビ、ラジオ、市広報無線などの情報に注意しながら、火の始末や家具類の転倒・落下・移動防止を行うなど、あわてずに落ち着いて行動してください。かさねてお願いします。あわてずに落ち着いて行動してください。</p>

(イ) 市民及び事業所のとるべき防災措置

- a 火の注意 b 水の汲み置き c 家具の転倒防止等

(ロ) 混乱防止のための対応措置

- a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- (a) 列車の運行状況 (b) 駅等の混乱状況 (c) 時差退社の呼びかけ等

- b 道路交通の混乱防止のための広報

- (a) 道路の渋滞状況 (b) 交通規制の実施状況 (c) 自動車利用の自粛要請等

- c 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - (a) 回線の輻輳状況 (b) 規制措置の実施状況 (c) 電話利用の自粛要請等
 - (d) 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供状況等
- d 買い出しなどによる混乱防止のための広報
 - (a) スーパーマーケット等の営業状況
 - (b) 買い急ぎをする必要がないこと等
 - (c) 物資の流通状況
- e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - (a) 金融機関の営業状況 (b) 急いで引き出しをする必要のないこと等

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車及び町会・自治会や自主防災組織等を通じて、広報活動を行う。

警戒宣言が発せられたときの広報車及び防災行政無線による広報文
<p>狛江市役所からお知らせします。</p> <p>ただいま、東海地震にかかる警戒宣言が発せられています。(発せられました。)</p> <p>この地震が発生すると、狛江市は震度5の弱程度と予想されます。</p> <p>市民の皆様はこの地震に備え、水の汲み置き、家具類の転倒・落下・移動防止、また、火の取り扱いに注意し、万全な態勢をとり、あわてず落ち着いて行動してください。</p>

ウ 防災機関の広報

(ア) 広報項目

市民及び施設利用者に対する広報項目は、市で行う広報と同様とする。

- a 市民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- b 防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

(イ) 広報の実施方法

- a 防災機関は広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
- b この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。
- c 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。
- d 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

(2) 報道機関への発表

警戒宣言時、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。

この場合、災対企画財政部が窓口となり、都及び防災機関との連絡を密にし、実施するものとする。

この他、都災害対策本部、警視庁、東京消防庁、その他の防災機関においても報道機関に対し、各種情報の提供が行われる。

(3) 放送要請

市は警戒宣言時において、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に、都と各放送機関との間で放送手続きを定めた「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請するものとする。この場合、原則として都知事に要請依頼する。ただし、都との通信途絶等特別の事情がある場合は、放送機関に直接要請することとし、事後速やかに都に報告する。

第3節 消防・危険物等対策

1 消防対策（狛江消防署、狛江市消防団）

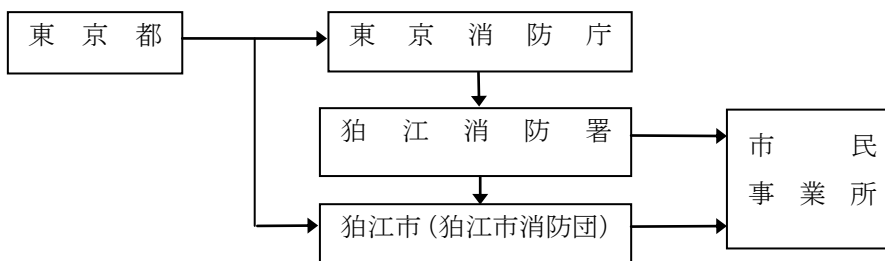
注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下であり、主に次の対策をとる。

(1) 活動体制

- ① 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- ② 活動部隊の編成
- ③ 防災機関への職員の派遣
- ④ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑤ 救助・救急資器（機）材の強化
- ⑥ 情報受信体制の強化
- ⑦ 高所見張員の派遣
- ⑧ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ⑨ その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 情報連絡体制

地震予知情報等の伝達ルート



(注) 市民、事業所に対しては、サイレン、広報車等により、他の防災機関と協力し、情報等を伝達する。

(3) 市民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事 項	内 容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや警察、消防、市等からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。	

2 危険物等対策

機関	内 容
狛江消防署	危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。
都（環境局）	（一社）東京都高圧ガス地域防災協議会等（（公社）東京都高圧ガス保安協会、（一社）東京都LPガス協会及び（一社）東京都LPガススタンド協会）に対し、各事業所が確実に実施するよう要請する。 1 警戒宣言等の伝達 2 事故発生時に準じた保安要員の確保 3 保安上必要な施設及び設備の点検整備 4 地震による被害の防止及び軽減措置
都（福祉保健局） 多摩府中保健所	毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要のある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集及び伝達

3 放射性物質取扱施設

機関	内 容
都 (福祉保健局)	<p>1 R I の管理測定班の編成</p> <p>市内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行うR I 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い、必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。</p> <p>2 R I 使用医療機関に対する指導</p> <p>(1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修</p> <p>(2) R I 使用状況の把握</p> <p>(3) 未使用R I 及び使用済R I の保安確認</p> <p>(4) R I 治療患者の管理体制の徹底周知</p> <p>(5) 地震予知関連情報の収集</p>

4 危険物輸送対策

機関	内 容
調布警察署	<p>警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の措置を推進する。</p> <p>1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請</p> <p>2 危険物及び保管施設に対する警戒強化</p>
狛江消防署	<p>消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討、実施するよう指導する。</p> <p>1 出荷及び受入の制限又は停止</p> <p>2 輸送途中車両における措置の徹底</p>

第4節 医療救護対策

1 医療救護態勢

機 関	内 容
市	狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会に準備を要請する。
狛江市医師会	発災時に出勤するよう計画されている医療救護班を速やかに編成できるように準備を指示する。
狛江市歯科医師会	発災時に出勤するよう計画されている歯科医療救護班を速やかに編成できるように準備を指示する。
狛江市薬剤師会	発災時に出勤するよう計画されている薬剤師班を速やかに編成で

	きるように準備を指示する。
都（福祉保健局）	1 東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、日赤東京都支部、関東信越厚生局等に対する医療救護班等の編成準備を要請する。 2 傷病者の受入体制を確保する。
多摩府中保健所	被災地における医療救護活動をはじめ、医療機関の被災状況や活動状況に関する情報を収集し、保健師等の各種活動を開始するために必要な情報を整理する。

2 病院、診療所

(1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおり。

機 関	外来診療	入院患者	手術等
狛江市医師会 〔 民間病院 〕 〔 診療所 〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
狛江市歯科医師会 〔 民間病院 〕 〔 診療所 〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。	/	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 建物、設備の点検・防災措置 | ④ 非常用設備、備品の点検及び確保 |
| ② 危険物の点検・防災措置 | ⑤ 職員の分担事務の確認 |
| ③ 落下物の防止 | ⑥ 備蓄医薬品の点検・防災措置 |

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

第5節 警備、交通対策、公共輸送対策

1 警備対策

機関	内 容
調布警察署	<p>1 警備部隊の編成 警察署長は、調布警察署管内の警備事案に対処するため、警察署部隊を編成する。</p> <p>2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある対象に対し、必要により部隊を要点等に配備する。</p> <p>3 治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、市民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。</p> <p>(1) 市内の実態把握</p> <p>(2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、市民の不安要素の解消</p> <p>(3) 不法事案の予防及び取締り</p>

2 交通対策（調布警察署等）

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱び交通事故の発生を防止し、防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図り、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行う。

基本方針	<p>1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</p> <p>3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。</p> <p>4 緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図る。</p>
------	---

(2) 運転者等のとるべき措置

- ① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行する。
- ② カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- ③ 車を置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。
- ④ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- ⑤ バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。
- ⑥ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。
(第3節参照)

⑦ 現場警察官等の指示に従う。

(3) 交通規制

警戒宣言が発令された場合は、必要に応じて、次の規制を行う。

① 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

② 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

③ 高速自動車道路・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、上記①の交通規制に準ずる。

(4) 道路管理者等のとるべき措置

機関	内 容
北多摩南部建設事務所	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、道路啓開道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>

3 鉄道対策

(1) 情報伝達

① 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

② 警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

① J R 東日本

ア 地震防災対策強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く。）は、安全な方法により、徐行を行い列車の運転を行う。

イ 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の都合又は落石多発区間である等

の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

- (ア) 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
- (イ) 中央本線 高尾～上野原駅間
- (ウ) 青梅線 青梅～奥多摩駅間
- (エ) 相模線 橋本～厚木駅間

② 民鉄各社

ア 運行方針

防災機関、報道機関及びJR各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機 関	警戒宣言当日	翌日以降
京王電鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し、減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
小田急電鉄	1 強化地域内の列車の運転計画 警戒宣言が発せられたときは、小田原線相武台前～小田原間及び江ノ島線藤沢～片瀬江ノ島間の運転を中止する。ただし、駅間走行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、旅客に対して、警戒宣言が発せられたことを告げて避難場所への移動を案内する。 2 強化地域外の列車の運転計画 警戒宣言が発せられた場合、最寄り駅に一旦停止し、旅客に対して警戒宣言が発令されたことを告げた後、小田原線新宿～相武台前間、江ノ島線相模大野～藤沢間及び多摩線新百合ヶ丘～唐木田間の運転を再開する。注意運転による準急列車、各駅停車の運行となるため、輸送力は大幅に減少する。	地震ダイヤ（仮称）により、可能な範囲での運行に努める。 なお、運転速度、本数、区間等が制限されるため、輸送力は大幅に減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、旅客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機 関	内 容
都 市 (総務局) (総務部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 平時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び調布警察署からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
狛江消防署	<p>平時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。</p>
小田急電鉄 京王電鉄 JR東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 平時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は次の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
小田急電鉄 京王電鉄 JR東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

なお、JR東日本及び小田急電鉄においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は、発売を停止する。

(5) 主要駅等の警備

調布警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び市、調布警察署、狛江消防署等は、一致協力し、(1)から(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) 長距離旅客等の対応措置

J R東日本及び小田急電鉄は、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(8) その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講じる。

- ① 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- ② 防災資器（機）材及び復旧資器（機）材の整備を行う。
- ③ 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

4 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、前ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。

	<p>2 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
コミュニティバス	前記路線バスと同様の対応を行う。
東京ハイヤー・タクシー協会都個人タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p>

(3) 混乱防止措置

① 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、調布警察署、狛江消防署及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

② バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校、福祉施設、ホール等対策

1 学校等（幼稚園、小・中学校等）

(1) 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動等に切り替え、児童・生徒等に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。学級活動・ホームルーム活動等終了後は、上記対応措置等により、原則として学校等で児童・生徒等を保護する。なお、注意情報が解除されるまで、学校等を臨時休業とする。

また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業等を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業とする。

(2) 児童・生徒等の保護・帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校等において児童・生徒等の安全を確保することとなる。なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、児童・生徒等の安全確保に万全を期すため、緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、

校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網等のほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル等の各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校等と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

(3) 校外学習及び宿泊行事等実施の安全確保

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある避難所等の確認を確実にを行うとともに、発災時における児童・生徒等の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

2 社会福祉施設等

(1) 保育園、通所施設

① 園児・利用者の扱い

ア 園児・利用者は、名簿を確認のうえ、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

イ 引き取りのない利用者又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設において保護する。

② 防災措置

ア 施設設備の点検

イ ライフラインの確認

ウ 落下物、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

エ 食料、飲料水、ミルク等の確保

オ 医薬品の確保

③ その他

ア 園児の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

利用者は、施設内で保護する。このために次の措置を講じる。

① 施設設備の点検

② ライフラインの確認

③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

④ 食料、飲料水の確保

⑤ 医薬品の確保

⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保

- ⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

(3) あいとぴあセンター

利用者は、施設内で一時的に保護する。このために次の措置を講じる。

- ① 施設設備の点検
- ② ライフラインの確認
- ③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- ④ 食料、飲料水の確保
- ⑤ 医薬品の確保
- ⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- ⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

3 ホール、中高層ビル等対策

ホール、中高層ビル等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講ずる。

機関	対象	対応措置
狛江消防署		消防計画等に基づき対応するが、特に不特定多数の者を収容する部分については、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。
	ホール、 中高層ビル	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対してのブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けて誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用 8 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
市	図書館、公民館等の市立施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられた場合、利用者及び団体利用の場合には主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。

第7節 電気、ガス、上下水道対策、電話・通信対策

1 電気（東京電力）

（1）電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は、継続する。

（2）人員、資器（機）材の点検確保

① 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

② 復旧資材の点検確保

非常対策本部・支部は、復旧用資器材（予備品・発電車・変圧器車等）等を整備、確保する。

（3）電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力需給計画」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき、緊急融通体制について確認し、大規模な地震の発生に備える。

（4）安全広報

非常災害対策本部は、テレビ、ラジオ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気的安全措置に関する具体的事項について広報を行う。

（5）施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 ガス（東京ガス）

（1）ガスの供給

警戒宣言が発令された場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る非常態勢を確立する。

（2）避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

（3）工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じたうえ、工事又は

作業を中断する。

(4) 人員、資器（機）材の点検確保

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

また、保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資器（機）材の点検を行う。

(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

① 広報の内容

ア 警戒宣言が発令されたこと

イ ガスの供給を継続していること

ウ ガスの使用を極力控えること

エ ガスを使用中の場合はガス器具から離れないようにすること

オ ガスを使用しない場合はガスメーターのところにあるガス栓を閉め、さらに全てのガス栓を閉めること

カ 地震が発生した場合、マイコンメーターによるガスが自動停止すること

キ 地震がおさまった後に、マイコンメーターの復帰操作方法

② 広報の方法

ア テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

イ ホームページを用いて広報内容を周知する。

ウ 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。

エ 市等と必要に応じて連携を図る。

(6) 施設等の保安措置

① 導管網ブロック化措置の準備

ア 緊急措置ブロックのバルブ遮断装置が迅速かつ円滑にできる態勢を確立する。

イ 要員の現場出動及び事業所との無線交信による緊急措置の準備を行う。

② 放散措置の準備

放散要員は、速やかに指定の放散拠点に出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる態勢を講じる。

③ その他の保安措置

ア 必要に応じて、緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。

イ 保安通信設備の通信状態の確認を行う。

3 上水道（都水道局）

(1) 水の供給及び広報

警戒宣言時においても、水は平常どおり供給する。

また、住民自らが当座の水を確保し、地震の発災に備えるよう、次の内容の広報を行う。

- ① 当座の飲料水の確保及びトイレ用水等の生活用水確保の要請
- ② 地震発生後の避難にあたっての注意事項
- ③ 地震発生後の広報等の実施方法
- ④ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には速やかに応急対策活動に移行し得る態勢を確立する。

(3) 施設等の保安措置

- ① 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処しうるよう送配水量を調整する。
- ② 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- ③ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。
また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道（市環境部）

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 施設等の保安措置

- ① 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、市所管施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- ② 工事現場
工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資器（機）材の点検、整備を行う。

(2) 除害施設

除害施設を有する事業所に対しては、危険物質が誤って流失しないよう厳重な注意を呼びかけるとともに、点検、監視体制を強化する。

5 電話、通信（NTT東日本）

(1) 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合、関連する規程に基づき、次の通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。

- ① 確保する業務
 - ア 関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
 - イ 街頭公衆電話からの通話

- ウ 非常、緊急扱い通話
 - エ 災害伝言ダイヤル等の提供準備
 - ② 可能な限りにおいて取り扱う業務
 - ア 一般加入電話からのダイヤル通話
 - イ 100番通話（平成27年7月31日をもって終了）
 - ウ 営業窓口
 - エ 防災機関等からの緊急な要請への対応
 - (ア) 故障修理
 - (イ) 臨時電話、臨時専用線等の開通工事
- (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある

(2) 広報措置の実施

- ① 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について、支店前掲示により、地域の利用者等に広報するとともに、さらにテレビ、ラジオ放送等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。
 - ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
 - イ 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む。）
 - ウ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況、電報の受付及び配達状況
 - エ 電報の受付及び配達状況
 - オ 営業窓口等における業務実施状況
 - カ その他必要とする事項
- ② 前項の広報を実施するにあたり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

(3) 防災措置の実施

警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。

- ① 警戒宣言等の伝達
- ② 警戒宣言の利用者等への周知
- ③ 対策要員の確保
- ④ 社外機関との協調
- ⑤ 利用者及び社員等の安全確保
- ⑥ 地震防災応急対策業務の実施

第8節 生活物資対策

1 市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

機 関	内 容
都（生活文化局）	消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通に関する情報を把握し、適切に情報提供を行う。
都（中央卸売市場）	1 供給量の確保を図るため、卸売事業者等に対して、在庫品の放出を要請するとともに、卸売事業者を通じて産地・出荷者に対し出荷要請を行う。 2 生鮮食料品価格の安定を図るため、関係者と協議調整のうえ、販売方法の変更、買出人に対する規制等必要な指導を行う。

2 物資の事前確保等

機 関	内 容
都（総務局・生活文化局・福祉保健局）	あらかじめ協力依頼している事業者等に物資の確保を要請する。
都（産業労働局）	1 米穀販売事業者に対して、米穀の確保及び精米の準備を要請する。 2 米穀販売事業者の在庫で不足が想定される場合は、農林水産省に対して米穀の出庫準備を要請する。
市（市民生活部）	1 食料等応急生活物資について、調達計画を策定する。 2 状況に応じて、物資の調達を都（福祉保健局）へ要請する。 3 関係団体等の物資の在庫状況等を把握するとともに、狛江市商工会及び小売店等に物資の供給態勢を整えるように依頼する。 4 備蓄物資及び調達物資の輸送態勢を確保する。

第9節 金融対策

機 関	内 容
関東財務局 日本銀行	1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。 (1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常どおり営業を行うよう配慮させること。なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。 (2) 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。

	<p>イ 発災後における被害の軽減及びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の商品に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭はその旨を掲示させること。</p> <p>イ 上記1(1)アなお書きの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。</p> <p>(注) 1 「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。</p> <p>2 本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し所要の調整を図るものとする。</p> <p>2 日本銀行は警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関することを行う。</p>
<p>市（市民生活部）</p>	<p>1 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、市税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>2 警戒宣言が発せられた後、引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。</p>

第7章 市民・事業者等のとるべき措置

東海地震は、現時点においては、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、市・都・国をはじめとする防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることは、限界がある。市民、自主防災組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、防災活動ははじめて総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人ひとりが理解したうえで、市民、自主防災組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、平時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平時

- (1) 東海地震の発災に備え、市内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。また、窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部においても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料の3日分程度の備蓄並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備、市内の応急給水拠点の確認をしておく。
- (6) 家族で対応を話し合っておく。
 - ① 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などあらかじめ決めておく。
 - ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談しておく。
- (7) 防災訓練や防災事業に参加する。

市・都・狛江消防署、自主防災組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 避難行動要支援者がいる家庭では、市が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載して

いる名簿情報の支援組織への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - ① 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - ② 市・都・調布警察署・狛江消防署等防災機関の情報に注意する。
 - ③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ① ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - ② ガスメーターコックの位置を確認する（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）。
 - ③ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。
 - ④ LPガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、LPガスボンベの元栓を閉める）。
 - ⑤ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器の置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- (4) テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ① 窓ガラスに荷造用テープを張る。
 - ② ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく（非常持出品の準備）。
- (9) 防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に、市や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ① 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。

- ② 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
- ③ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
- (12) 幼児、児童の行動に注意する。
 - ① 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - ② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

1 平時

- (1) 東海地震の発災に備え、市内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ① 市及び防災機関から発せられた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - ② 地区ごとに、収集・伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資器（機）材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 市内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (7) 行政、市内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- (2) 市民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市からの情報を市民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 市民がとりべき措置（前節参照）を呼びかける。

- (4) 資器（機）材等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者の安全に配慮する。
- (7) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 飲料水、食料及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業者のとりべき措置

1 平時

- (1) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
強化地域以外の事業所であっても、消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画を作成する。
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとりべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒態勢を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
この場合、要配慮者の安全に留意する。
- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品

等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容するホール等にあつては、混乱防止のため原則として営業の自粛を検討する。

- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、移動及び破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資器（機）材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器（機）材等を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

登録番号（刊行物番号）

H27-2

狛江市地域防災計画（平成27年修正）

<震災編付編 東海地震事前対策>

平成27年4月発行

発行 狛江市防災会議
編集 狛江市総務部安心安全課
狛江市和泉本町1-1-5
電話 03-3430-1111

印刷 庁内印刷

頒布価格 100円